

聴講生・研究生・選科履修生・科目履修生の方を対象とした 日本学生支援機構の奨学金返還期限猶予について

聴講生・研究生・選科履修生・科目履修生の方は「在学猶予」の対象とはなりません。これらの方で経済的理由のため返還が困難な場合は「一般猶予」の手続きをして下さい。なお、返還の手引きに添付されている、一般猶予の手続きに必要な「奨学金返還特別猶予願」の様式等が一部変更されているので、下記ホームページからダウンロード下さるようお願いいたします。学生支援課窓口で様式をお渡しすることも可能です。

なお、下記ホームページには手続きの Q&A も記載されていますので、参照下さるようお願いいたします。

【参考】日本学生支援機構HP <http://www.jasso.go.jp/henkan/yuuyo/index.html>

平成 22 年 8 月
学生支援課